

広島県告示第二十号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の三において準用する同法第二十九条の規定によつて、次の保安林を指定施業要件変更予定保安林にする旨の通知を農林水産大臣から受けた。

平成二十年一月十日

広島県知事 藤 田 雄 山

一 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所

庄原市比和町古頃字法仏奥山一三四、字甲野村山三〇八の一・三〇九の一・三一一の一・三一二の一（以上四筆について次の図に示す部分に限る。）、三一二の一、三二二の一〇、三二四の一、比和字新開川西平三三〇の一、三二三、三二六、三二七、口和町竹地谷字鳥袋一五七の一、一六三の一、字三角一八七の一、一九〇の一、一九二の一、一九四、一九五の一、一九六の一、二〇六の一、二〇九の四、湯木字殿畑四四五の二、濁川町字戸谷山三〇一の一、字上組山三〇七の一、高野町上湯川字俵原山四七七の一二（次の図に示す部分に限る。）、川北町字須川山二二二五

二 保安林として指定された目的

水源のかん養

三 変更後の指定施業要件

1 立木の伐採の方法

(一) 主伐に係る伐採種は、定めない。

(二) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(三) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

2 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を広島県農林水産部農林整備局治山室及び庄原市役所に備え置いて縦覧に供する。）